

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2025年12月11日

いちよし・グローバル好配当戦略ファンド (年6回決算型)

愛称:ミズナラ

追加型投信/内外/資産複合



① ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016

受付時間:営業日の9時~17時

受託会社

ファンドの財産の保管・管理を行います。

三井住友信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類			属性区分				
単位型 ・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 ・不動産投信) 資産配分 固定型))	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「いちよし・グローバル好配当戦略ファンド(年6回決算型)」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月10日に関東財務局長に提出しており、2025年12月11日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2025年9月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	3兆770億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式、不動産投資信託（以下、REITといいます。）に分散投資を行います。

- 各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。

投資対象資産	投資信託証券/主な投資方針	投資比率
世界のREIT・不動産関連企業の株式	「ウエリントン・グローバル・プロパティ・ファンド（JPY S クラスター四半期配当 ヘッジなし）」 以下、「グローバル・プロパティ・ファンド」といいます。	45%
	・不動産の開発、運営、サービスおよび所有等の事業活動を行う、新興国を含む世界のREITおよび株式に投資します。	
世界の株式等	「ウエリントン・グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド（JPY S クラスター四半期配当 ヘッジなし）」 以下、「グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド」といいます。	30%
	・新興国を含む世界の企業の株式等に投資します。 ・事業の強靭さ、収益の安定性、高配当の特徴を持ち、一時的な要因で株価が割安になっていると運用者が考える企業を選別します。	
日本の株式	「いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）」 以下、「日本好配当株ファンド」といいます。	25%
	・予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資します。	

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※各投資信託証券の内容については、後掲の「投資信託証券の概要」をご参照ください。

2

各投資信託証券においては、中長期的な値上がり益の獲得と配当収益の確保に着目した運用を行います。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

3

実質的な運用は、「ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー」と「いよしアセットマネジメント株式会社」の2社が行います。

- 世界のREIT・不動産関連企業の株式(グローバル・プロパティ・ファンド)
- 世界の株式等(グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド)

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地:米国マサチューセッツ州ボストン

- 世界最大級のプライベート(非公開)資産運用会社であるウェリントン・マネージメントの傘下です。
- 長年にわたり世界の機関投資家、公的・企業年金、金融機関、富裕層顧客等を中心に、投資機会と運用ソリューションを提供しています。

- 日本の株式(日本好配当株ファンド)

いよしアセットマネジメント株式会社

- いよし証券グループの一員として1986年10月に設立された、投資信託委託業務および、機関投資家、投資信託に対する投資一任・助言業務を展開する資産運用会社です。

4

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

主な投資制限

株 式	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ等	投資対象とする投資信託証券において、デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配方針

◎年6回決算を行います。

- 1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



ファンドの純資産 分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

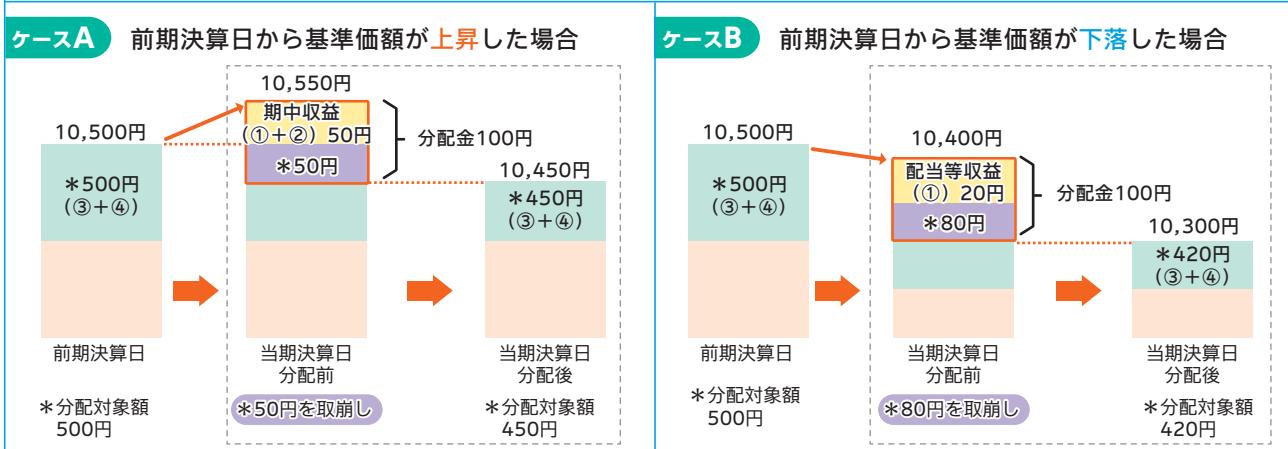
ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合	分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合
<p>普通分配金 元本戻戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本</p> <p>投資者の 購入価額 (当初個別元本)</p>	<p>元本戻戻金 (特別分配金)</p> <p>投資者の 購入価額 (当初個別元本)</p>

※元本戻戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本戻戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

次ページへ続く



ファンドの目的・特色

実績報酬

- ファンドの信託報酬では、ファンドの純資産総額に一定率を乗じた基本報酬のほか、運用実績に応じてハイ・ウォーター・マーク方式により実績報酬がかかります。
※ハイ・ウォーター・マークとは、実績報酬を算出する際の基準となる価額です。
- 計算期間を通じて、前営業日の基準価額(10,000口当たり)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、次の方法により計算し、ファンドの基準価額に反映されます。
実績報酬額は毎営業日に洗い替えを行います。

$$\text{実績報酬額} = (\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}) \times 5.5\% \text{ (税抜 } 5\%) \\ \times (\text{計算日における受益権総口数} \div 10,000)$$

- 実績報酬額の実際の支払いは、毎計算期末または信託終了のとき当該前営業日の基準価額が当該ハイ・ウォーター・マークを超えている場合に、信託財産中から販売会社に支払われるものとします。(期中に一部解約が行われた場合、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額は基準価額の水準にかかわらず支払われます。)

ハイ・ウォーター・マークについて

- ①設定日から最初の計算期末まで: 10,000円(10,000口当たり)
- ②上記①以降: 每計算期末において、每計算期末の前営業日の基準価額が、
その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
 - ▶ 每計算期末の翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、毎計算期末の前営業日の基準価額に変更されます。
- ③収益分配時の調整: 決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したるものに調整されます。

<実績報酬の留意点>

- 日々の基準価額は信託報酬(基本報酬および実績報酬)や経費が反映された後の価額です。したがって、実績報酬額の支払い時(毎計算期末または信託終了時)や一部解約時に実績報酬が基準価額からさらに差し引かれるものではありません。

次ページへ続く



ファンドの目的・特色

投資信託証券の概要

ウェリントン・グローバル・プロパティ・ファンド(JPY Sクラスー四半期配当 ヘッジなし)

正式名称:WELLINGTON MANAGEMENT FUNDS (IRELAND) PLC

- Wellington Global Property Fund - JPY Class S Q1 Distributing Unhedged

形態	アイルランド籍会社型投資信託／円建て
主要投資対象	新興国を含む世界のREITおよび不動産関連企業の株式
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、不動産の開発、運営、サービスおよび所有等の事業活動を行う、新興国を含む世界のREITおよび株式に投資します。不動産関連企業以外にも、不動産資産への所有権を通じて不動産に大きなエクスポージャーを持つ発行体の株式に投資する場合があります。 アクティブ運用を通じてFTSE EPRA/NAREIT先進国インデックスのパフォーマンスを上回ることにより、信託財産の長期的な成長をめざします。 ボトムアップのファンダメンタルズ調査とトップダウンの不動産市場分析の両方に基づき、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーのグローバル産業アナリストの知見を活用しつつ、財務や競争力評価による個別企業分析と潜在的なテナント需要の予測調査を組み合わせて運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 原則として、有価証券の空売りは行いません。 同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ファンドのデリバティブ取引は、以下に定める目的にしたがってヘッジを行う以外には利用しません。 <ol style="list-style-type: none"> ファンドが投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的。 ファンドが投資の対象とする資産や負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的。 先物外国為替取引により、ファンドが投資の対象とする資産や負債について為替相場の変動から生じるリスクを減じる目的。
収益分配	原則として、経費等控除後の配当等収益から分配を行います。毎四半期の最終ファンド営業日頃に分配を宣言し、7ファンド営業日以内に支払います。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日
信託財産留保額	ありません。
信託報酬等	<p>ファンドの純資産総額に対し、運用報酬年率0.60%、管理費用年率0.25%以内</p> <p>この他、ファンドは、信託財産や収益に課される税、資産の売買に関わる費用、借入れに関わる費用、法務、税務等に関わる費用等を負担します。</p> <p>ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、流動性等を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。</p>

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な関係法人	管理会社	:Wellington, Luxembourg S.à.r.l.
	投資運用会社	:Wellington Management Company LLP
	保管銀行	:State Street Custodial Services (Ireland) Limited
	管理事務代行会社	:State Street Fund Services (Ireland) Limited
ベンチマーク	FTSE EPRA/NAREIT先進国インデックス	

ウェリントン・グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド(JPY Sクラスー四半期配当 ヘッジなし)

正式名称:Wellington Management Funds (Luxembourg) III SICAV
- Wellington Global Quality Value Fund - JPY Class S Q1 Distributing Unhedged

形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託／円建て
主要投資対象	新興国を含む世界の企業の株式等
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、新興国を含む世界の企業の株式等に投資します。 ・アクティブ運用を通じてMSCI オール・カントリー・ワールド・インデックスのパフォーマンスを上回ることにより、信託財産の長期的な成長をめざします。 ・ボトムアップのファンダメンタルズ調査に基づき、事業の強靭さ、収益の安定性、高配当の特徴を持ち、一時的な要因で株価が割安になっていると運用者が考える企業を選別します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・原則として、有価証券の空売りは行いません。 ・同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・ファンドのデリバティブ取引は、以下に定める目的にしたがってヘッジを行う以外には利用しません。 <ol style="list-style-type: none"> 1. ファンドが投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的。 2. ファンドが投資の対象とする資産や負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的。 3. 先物外国為替取引により、ファンドが投資の対象とする資産や負債について為替相場の変動から生じるリスクを減じる目的。
収益分配	原則として、経費等控除後の配当等収益から分配を行います。毎四半期の最終ファンド営業日頃に分配を宣言し、7ファンド営業日以内に支払います。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年9月30日
信託財産留保額	ありません。
信託報酬等	<p>ファンドの純資産総額に対し、運用報酬年率0.55%、管理費用年率0.25%以内</p> <p>この他、ファンドは、信託財産や収益に課される税、資産の売買に関わる費用、借入れに関わる費用、法務、税務等に関わる費用等を負担します。</p> <p>ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、流動性等を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。</p>

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な関係法人	管理会社 :Wellington, Luxembourg S.à.r.l. 投資運用会社 :Wellington Management Company LLP 保管銀行、管理事務代行会社 :State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
ベンチマーク	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス

いよし日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）

主要投資対象	日本好配当株マザーファンド(以下、マザーファンドといいます。)受益証券 <マザーファンドの主要投資対象> わが国の金融商品取引所(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)に上場されている株式(上場予定を含みます。以下同じ。)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場している株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得をめざします。 ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。 <p><マザーファンドの投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得をめざします。 ・中小型株式への投資にあたっては、「株式会社いよし経済研究所」のリサーチ力を活用します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託報酬等	年0.605%(税抜 年0.55%)
主な関係法人	委託会社 :いよしアセットマネジメント株式会社 受託会社 :株式会社りそな銀行 再信託受託会社 :株式会社日本カストディ銀行

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されていないものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
為替変動リスク	<p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
金利変動リスク	<p>REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借り入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。</p>
信用リスク	<p>REITは、信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。</p>
カントリーリスク	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取り巻く社会的・経済的情勢は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。</p> <p>さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなることがあります。</p>

次ページへ続く



投資リスク

流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

①基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・ファンドが投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、ファンドを繰上償還させます。
- ・ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象ですので、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ただし、投資対象とする外国投資証券におけるデリバティブ等の利用目的によっては、今後、課税の対象となる場合があります。

■ リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



投資リスク

参考情報

2020年10月～2025年9月

ファンドの目的・特色

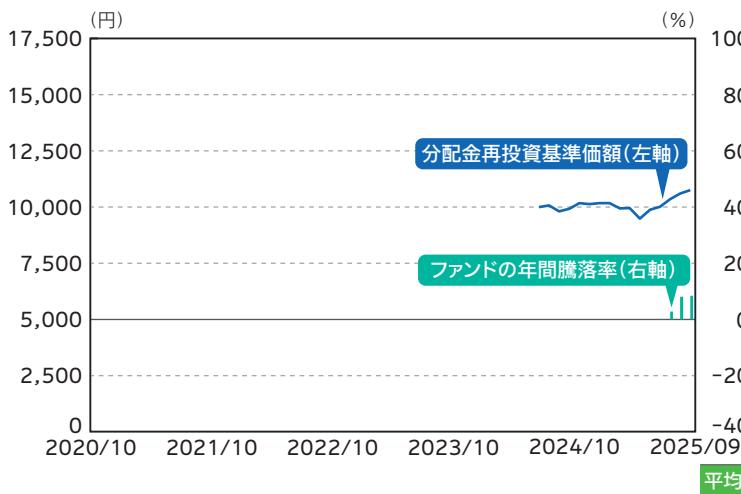
投資リスク

運用実績

手続・手数料等

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

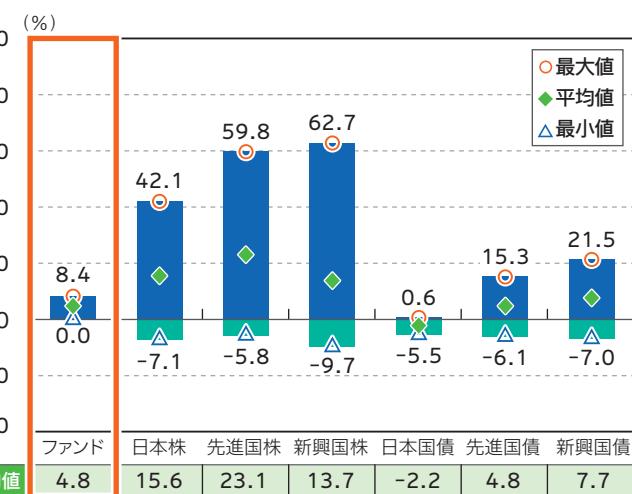


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは2025年6月以降の年間騰落率を用いています。

代表的な資産クラスと指指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指標について

●TOPIXの指標値およびTOPIXにかかる権利または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下、JPXといいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる権利または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、発布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、発布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



運用実績

基準日: 2025年9月30日

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口当たり、税引前)			
決算期	分配金	決算期	分配金
2024/09	—	2025/11	
2024/11	30円	2026/01	
2025/01	30円	2026/03	
2025/03	30円	2026/05	
2025/05	30円	2026/07	
2025/07	30円		
2025/09	30円	設定来累計	180円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

資産構成

資産	比率
ウェリントン・グローバル・プロパティ・ファンド (JPY Sクラス-四半期配当ヘッジなし)	41.7%
ウェリントン・グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド (JPY Sクラス-四半期配当ヘッジなし)	29.1%
いちよし日本好配当株ファンド (適格機関投資家専用)	26.4%
短期金融資産等	2.9%
合計	100.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等は、組入投資信託証券以外のものです。

追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

実績配当利回り 2.98%

※実績配当利回り(課税控除前)は、ブルームバーグのデータを基に記載しており、各投資証券の実績配当利回りを資産構成比率(純資産総額比)で加重平均したものです。

次ページへ続く

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンダの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

基準日: 2025年9月30日

各投資信託証券の資産状況

ウェリントン・グローバル・プロパティ・ファンド (JPY Sクラスー四半期配当 ヘッジなし)

● 資産構成

資産	比率
不動産投資信託 (REIT)	68.8%
不動産関連株式	30.5%
短期金融資産等	0.7%
合計	100.0%

※ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの提供するデータを基に作成しています。
※現地月末データを使用しています。
※比率は純資産総額に占める割合です。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※業種名は、GICS(世界産業分類基準)産業分類です。

● 組入上位10銘柄

組入銘柄数: 58銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	ウェルタワー	アメリカ	ヘルスケア不動産投資信託	7.8%
2	プロロジス	アメリカ	工業用不動産投資信託	5.4%
3	サイモン・プロパティー・グループ	アメリカ	店舗用不動産投資信託	4.0%
4	エセックス・プロパティー・トラスト	アメリカ	住宅用不動産投資信託	3.6%
5	デジタル・リアルティー・トラスト	アメリカ	専門不動産投資信託	3.5%
6	WP キャリー	アメリカ	各種不動産投資信託	3.0%
7	ストックランド	オーストラリア	各種不動産投資信託	2.8%
8	香港ランド・ホールディングス	香港	不動産管理・開発	2.8%
9	センター・グループ	オーストラリア	店舗用不動産投資信託	2.6%
10	アメリカン・ヘルスケア R E I T	アメリカ	ヘルスケア不動産投資信託	2.6%

ウェリントン・グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド (JPY Sクラスー四半期配当 ヘッジなし)

● 組入上位10銘柄

組入銘柄数: 78銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	TSMC	台湾	情報技術	3.1%
2	アルファベット	アメリカ	コミュニケーション・サービス	2.5%
3	ジョンソン・エンド・ジョンソン	アメリカ	ヘルスケア	2.5%
4	メルク	アメリカ	ヘルスケア	2.3%
5	アストラゼネカ	イギリス	ヘルスケア	2.1%
6	エアステ・グループ・バンク	オーストリア	金融	2.0%
7	トタルエナジー	フランス	エネルギー	2.0%
8	バンク・オブ・アメリカ	アメリカ	金融	2.0%
9	ユニリーバ	イギリス	生活必需品	2.0%
10	センプラ	アメリカ	公益事業	2.0%

※ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの提供するデータを基に作成しています。

※現地月末データを使用しています。

※比率は純資産総額に占める割合です。

※業種名は、GICS(世界産業分類基準)セクター分類です。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

基準日：2025年9月30日

いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）

組入上位10銘柄

組入銘柄数：62銘柄

	銘柄	業種	比率
1	オリックス	その他金融業	3.2%
2	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1%
3	大和ハウス工業	建設業	3.1%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.1%
5	丸紅	卸売業	3.1%
6	第一生命ホールディングス	保険業	3.0%
7	三井物産	卸売業	2.9%
8	KDDI	情報・通信業	2.4%
9	東京海上ホールディングス	保険業	2.4%
10	住友電気工業	非鉄金属	2.3%

※いちよしアセットマネジメント株式会社の提供するデータを基に作成しています。

※基準価額算出基準のデータです。

※比率は純資産総額に占める割合です。

※業種名は、東証33業種分類です。

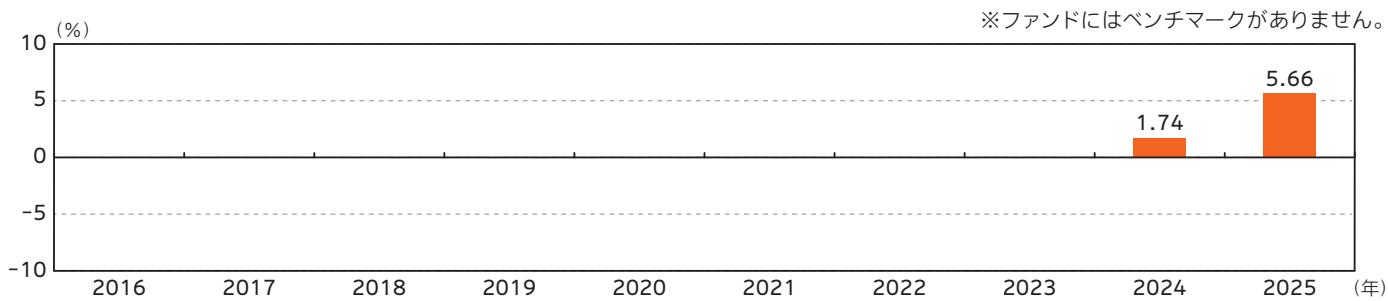
ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
	申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入の申込期間	2025年12月11日から2026年6月10日まで ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 • ニューヨーク証券取引所の休業日 • ニューヨークの銀行の休業日 • イースターマンデー • 5月1日 • クリスマス（12月25日もしくはその振替休日）の直前および直後の営業日

次ページへ続く



手続・手数料等

信託期間

無期限 (2024年6月26日設定)

繰上償還

主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、繰上償還となります。

以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。

- ・受益権の総口数が30億口を下回ることとなったとき
- ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

決算日

1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日 (休業日の場合は翌営業日)

収益分配

年6回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。

※販売会社との契約によっては再投資が可能です。

信託金の限度額

1兆円

公告

原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

運用報告書

3月・9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られている受益者に交付します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。

ファンドは、「NISA」の「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2025年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

その他

ファンダムの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

ファンダムの費用・税金

ファンダムの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

次ページへ続く



手続・手数料等

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額〈基本報酬〉に〈実績報酬〉を加えた額とします。〈基本報酬〉は日々、〈実績報酬〉は毎営業日に計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、〈基本報酬〉および〈実績報酬〉は、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

〈基本報酬〉

信託報酬率	支払先	配分（税抜）	役務の内容
年率0.616% (税抜0.56%)	委託会社	年率 0.29%	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
	販売会社	年率 0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

〈実績報酬〉

基本報酬に加え、前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合に実績報酬がかかります。実績報酬は販売会社*に支払われます。

*役務の内容については、〈基本報酬〉の欄をご参照ください。

実績報酬 = (前営業日の基準価額 - ハイ・ウォーター・マーク) × 5.5% (税抜5%)

※実績報酬の詳細については、ファンドの目的・特色の「実績報酬」をご覧ください。

ファンドの信託報酬のほかに、投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

〈投資対象とする投資信託証券の信託報酬率〉

ファンド	信託報酬率*
グローバル・プロパティ・ファンド	年率0.27% ^(注)
グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド	年率0.165% ^(注)
日本好配当株ファンド	年率0.15125% (税抜0.1375%)

※ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資比率に基づき算出したものです。

(注)その他、管理費用等(0.25%以内)を投資比率に基づき算出したものが、それぞれかかります。

実質的な負担*

年率1.20225%程度（税込）+〈実績報酬〉

※ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。なお、実質的な負担額に、投資対象とする投資信託証券の管理費用等は含まれていません。

次ページへ続く



手続・手数料等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用

ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用
- ・投資対象とする投資信託証券における諸費用等

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------------	-------------------------------

換金（解約）・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%
-----------------------	---

※少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

次ページへ続く



手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年3月11日～2025年9月10日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.88%	1.12%	0.76%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。



MEMO

